

令和6年度第1回廿日市市総合教育会議 会議録

- 1 日時 令和7年1月17日（金）
開会10時00分 閉会12時00分
- 2 会場 廿日市市役所 政策審議室
- 3 出席者（構成員）

市長	松本 太郎
教育長	生田 徳廉
教育委員	山川 肖美（教育長職務代理者）
教育委員	松本 良子
教育委員	岡本 美紀子
教育委員	石角 剛
教育委員	古谷 正樹

（市出席所属）

【市長部局】子育て担当部長、子育て応援室、こども課

【教育部局】教育部長、教育総務課、学校教育課、生涯学習課

【事務局】事務局（胡部長）、経営政策課

○事務局（宮本課長）

おはようございます。

定刻より少し早いですが、全員そろわれましたので、令和6年度第1回総合教育会議を開会いたします。

本日の司会を務めます経営政策課の宮本です。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は公開の下、開催し、議事録を公表することとしております。あらかじめご報告しておきます。

本日の会議ですが、お手元にございます次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、次第2でございます。

廿日市市長、松本からご挨拶を申し上げます。

○松本市長

皆さん、おはようございます。

本日は教育総合会議に大変お忙しい中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から本市教育総合会議の推進に多大なるご尽力を賜りまして、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

昨年もいろんな出来事がありましたけれども、昨年の2月に「こどもが主役のまち はつかいち宣言」を宣言いたしまして、10月には市内の商工会議所をはじめとした経済団体の皆さんと連携協定を結ぶことができました。企業の皆さんが子どもや子育て世帯に対して何らかの取組をしていただいたら、市のほうからインセンティブを出していきたいと。そういうことによって、行政や企業はもちろんですけれども、オール廿日市で子育て世帯を支える、そういった環境を整えていきたいなと思っております。

そして、本日の協議ですけれども、2点ございます。第3期廿日市市子ども・子育て支援事業の案について及び5歳児健康診査について、皆さんに理解を深めていただきたいというふうに思っております。今、社会情勢が急激に変化する中で、子育て支援や教育のニーズは多様化しております。この変化に対応して、子どもたち一人一人が才能を最大限に発揮できる環境を整えていきたいと思っておりますので、ぜひとも皆さんの忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続き市長部局と教育委員会がしっかりとタッグを組みながら、子どもにとって何が一番いいのか、理想の環境をつくってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく

お願い申し上げます。

○事務局（宮本課長）

ありがとうございました。

次に、次第3、本日の出席者の紹介についてでございます。

お手元に配付しております配席表及び名簿をもって紹介に代えさせていただきます。ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日の議題の関係で協議事項に関して、子育て担当及び教育担当の関係部長並びに課長が同席しています。これにつきましても配席表にてご確認をよろしくお願いいたします。

続きまして、次第4、協議事項でございます。

議事の進行につきましては、市長により行います。市長、よろしくお願いいたします。

○松本市長

改めまして、本日の協議事項は、第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画（案）についてです。在宅勤務等の新たな働き方が普及しておりますし、子どもを取り巻く家庭環境や労働環境が急速に変化しております。そのような中で、市は地域の実情に応じた保育・教育サービスの確保を行ってまいりました。さらには子ども・子育て支援センターをはじめとした各種相談施設の整備などにより、全ての子どもの健やかな成長を保障するとともに、あらゆる家庭が安心して子育てができる環境を整える必要があります。つきましては、第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画を策定することにより、まち全体でつながり、子ども・子育て家庭を見守る包括的な支援体制の確立を目指したいと考えております。まず初めに、第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画案について、担当課より説明させていただき、その後、ご意見を賜りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について、それでは、担当、よろしくお願いいたします。

○こども課長

こども課の村上です。今日はよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。資料は、A3の1—1、この2枚を用いて説明をさせていただきます。

それでは、第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要についてご説明いたします。この計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会において調査、審議しております。また、昨年12月議

会において、この概要案で説明させていただき、現在、今年31日までパブリックコメントを実施しております。

それでは、資料1－1の計画策定の背景でございます。国は令和5年12月に、こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者だけでなく全ての人が幸せな状態で生活できるよう、社会全体で子ども施策を推進していく指針となるこども大綱を示しました。この指針に、本市のこどもが主役のまち はつかいち宣言の趣旨を踏まえ、まち全体で子どもたちが健やかに育つことのできる環境を整備することを目的に策定するものでございます。

続いて、計画の位置づけでございます。本計画は子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律にそれぞれ策定が規定されている市町村計画を包含するもので、併せて、第6次廿日市市総合計画及び次期総合計画の部門別計画とし、各分野の個別計画との整合、連携を図ります。

計画の期間でございます。第2期の計画期間に引き続き、第3期計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

続きまして、左側の子どもと子育てを取り巻く状況でございます。グラフは出生数と合計特殊出生率の推移です。まず、本市の出生数については、平成29年まで毎年900人前後であったものが、平成30年以降は800人を割り込んでまいりました。一方、本市の合計特殊出生率は、平成29年以降低下を続けましたが、令和3年に上昇し、令和3年、4年は県平均と同程度、全国を上回る割合となっております。今後、婚姻数や出産適齢期の女性の減少などにより、出生数の減少は続くと思込まれます。

続いて、子育てに関するアンケート調査の結果です。令和6年1月に本計画を策定するに当たり、市民の子育てに関する生活実態や意見、要望を把握するため、アンケート調査を実施いたしました。就学前の児童を持つ保護者1,800世帯、小学校の児童を持つ保護者1,800世帯を対象とし調査を実施し、回収率は約50%でした。

子育てに関する望ましい支援施策の問いでは、就学前、小学生とも、子育てにおける経済的負担の軽減を求める保護者が特に多くなっております。就学前では、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進の割合が高いことから、保育園などに子どもを預けながら、夫婦そろって仕事をする難しさ、忙しさを抱えている世帯が多いことがうかがえる結果となっております。

続いて、真ん中の第2期計画の総括についてでございます。

初めに、前計画の主な成果でございますが、アといたしまして、4月1日時点の待機児童の人数です。平成31年4月1日に38人の待機児童が生じましたが、認可保育園などを新たに整備することなど、計画策定時の35園から40園に拡大したことなどにより、第2期計画の期間中、5年連続ゼロ人とすることができました。

イの認可保育園のICT化については、令和元年度35園中9園であったものが、40園中39園で環境が整い、職員の事務負担の軽減と併せて、保護者の利便性向上につながりました。

ウのネウボラ体制の充実については、全ての家庭に対して妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、令和元年度は3か所でありましたが、各支所単位に加え、産前産後サポートセンターに設置し、6か所となるなど、充実を図りました。

最後、エの留守家庭児童会の定員拡大については、需要の伸びを踏まえた児童会専用施設の整備や民間事業者への整備補助を行い、計画策定時の定員1,300人から1,587人に増加することができました。

また、これまでなかった民間児童会が4か所に増え、公立における児童の過密状態が分散されるとともに、送迎サービスや課外活動など多様なサービス提供につながっております。

これら成果を説明させていただきましたが、引き続いての課題、新たな課題として、その下に大きく4つございます。

1つ目として、アの保育士の確保です。国の保育士配置基準の見直しが令和6年度以降に順次予定されており、令和7年度以降に1歳児の基準が6対1から5対1へ変更される予定です。また、令和8年度にこども誰でも通園制度が子ども・子育て支援法に基づき制度化されることが決まっており、全国でサービス提供が始まります。これらに対応する保育士を公立、民間合わせて確保する必要があります。

2つ目、イのこどもの居場所づくりです。留守家庭児童会の充実、第2期計画期間中に定員の拡大を図りましたが、今後は定員の拡大とともに、一人一人に応じた丁寧な学童保育の提供、サービスの質の向上が望まれることに対しての対応を課題と認識しております。

また、昨今は、ボール遊びができる公園がない、放課後に学校のグラウンドで遊べないなど、今の親世代が過ごした幼少期と異なり、子どもたちの放課後の居場所、遊び場所が少ない現状があり、多様な放課後の過ごし方に対応できる居場所が求められております。

そのほかウ、エではアンケート調査などから、育児不安や発達が気になる、また医療的ケアが必要な子どもへの支援、子どもの貧困対策など、家庭や子どもの状況に応じたきめ細かい支援の充実や、先ほどのアンケート結果でご報告させていただきました子育てにおける経済的負担の軽減を課題として掲げております。

次の右側になりますが、重点施策は、今の課題を踏まえて次のとおり設定いたします。前計画の総括や子育てに関するアンケート結果を踏まえ、次の施策を重点的に取り組むことといたします。

重点施策1、保育士等の人材確保・育成を行います。重点施策2、留守家庭児童会の充実を図ります。重点施策3、発達が気になる児童や医療的ケア児への支援に取り組みます。重点施策4、子どもの意見を反映した施策実施に向けて取り組みます。

続きまして、本計画中の主な数値目標になります。

まず、1つ目支援制度による新規保育士等確保数については、近年、保育士の採用が公立、私立とも非常に厳しくなる中、市独自の保育士に対する手当を創出し、年度途中の待機児童の解消やこども誰でも通園制度などの新たな制度への対応に必要な人材確保に取り組みます。

なお、本市独自の保育士等の支援策は、昨年12月の市長記者発表を経て、新たな保育士確保策として、保育士等を支援する取組の検討案を説明させていただきました。現在、予算要求の最終段階ではありますが、本市独自の取組を2月の予算プレス発表時にはその概要をお示しできるものと考えております。

次の10月1日時点の待機児童数は、こちらは第2期計画期間中も生じておりまして、年度途中のスムーズな職場復帰などの妨げとなっております。令和5年度では19人、直近の令和6年度では39人発生しておりますが、第3期計画期間中に年度途中の待機児童ゼロ人を目指します。

また、こども誰でも通園制度の実施園は、5年後には18か所で行い、各地域で子どもの成長を等しく保障する機会をつくります。

民間留守家庭児童会の設置数については、今後も利用児童数の需要が伸びるものと見込んでおりまして、民間児童会を7か所に拡充することなどで対応してまいります。

そのほか、子どもの居場所として、市民センターによる子どもを対象とした講座の開催や、公園のトイレの洋式化により子どもたちが利用しやすい環境整備を図ります。

発達が気になる子が増える就学前健診の前に、5歳児健康診査の実施の機会を新たに設

けるなど、相談支援体制を強化いたします。

最後に、男性の育児を促進し、共育を推進するため、市内企業等を支援し、男性の育児休業取得率85%を目指してまいります。

2番に移ります。

将来像についてでございます。子どもの最善の利益が考慮され、子どもたちの育ちをまち全体で見守り、子育て家庭をまち全体で支えていくことが必要としております。これは近年、地域活動に参画する人材不足などから地域のつながりが弱まる中、子育て家庭の孤立化などが課題になっており、それらを地域の課題として捉え、そして、子どもが心豊かに成長し、生き生きと暮らせるまち、親が子どもを安心して産み育てることができるまち、未来の廿日市市の担い手を育てるまち、まち全体で応援する社会を引き続き目指す必要があることから、本計画の将来像を前計画同様、「つながり支え合う 子育てのまち はつかいち」といたします。

続いて、事業計画についてでございます。将来像を実現するため、3つの基本目標と11の基本方針を掲げ、各種施策を展開してまいります。

まず、基本目標1の「教育・保育サービスを充実させる」では、3つの基本方針を設定しております。基本目標2の「こどもの育ちを保障し、子育て家庭を応援する」では5つの基本方針、基本目標3の「みんなで子育てを支える」では3つの基本方針を掲げております。

これら基本方針の下、実施する主な取組でございますが、重点施策に関連しているものについては赤字でマル重のマークをつけております。

基本目標1の基本方針（1）の「教育・保育の量を確保する」ための取組として、重点施策につながる取組として、今後、誰でも通園制度の実施などに必要な保育士などの人材確保を行ってまいります。

基本方針（2）の「教育・保育の質を向上させる」では、市全体かつ公立・私立共通の保育指針を策定し、それに基づく研修の実施や幼保小の連携を強化いたします。

また、こどもが主役の授業の実施は、小・中学校の実施において、子ども主体の学び、対話的な学びになるよう、事業を発展させます。

また、基本方針（3）の「安全・安心な教育・保育環境をつくる」では、南海トラフ地震などを想定し、保育園、幼稚園が小・中学校や地域の自主防災組織等が行っている避難訓練に参加するというものでございます。

基本目標２の（１）「妊娠・出産・子育て期まで切れ目なく支援するネウボラ体制の充実」の取組では、ネウボラでの定期面談の回数を増やし、子育ての孤立化を防ぐとともに、市などの子育て情報を一元化したサイトを構築し、分かりやすい情報発信につなげてまいります。

基本方針（２）の「こどもと保護者の健康づくりを支える」では、子どもの医療費助成や産前産後サポートセンターなどでの親同士の交流の場の設定など、子どもと保護者の健康づくりを、また基本方針（３）の「こどもの居場所を充実させる」では、増加する留守家庭児童会の受入れ枠の拡大と、多様な放課後の過ごし方への対応として、子どもや子育て家庭の声を踏まえた図書館などの運営を充実させます。

基本方針（４）「配慮の必要なこどもの支援を拡充する」では、実施に向けて検討中の５歳児健康診査や療育支援などの研修をより充実させ、保育園や学校などでの医療的ケア児の受入れ体制の整備を図ります。

基本方針（５）の「貧困や様々な課題を抱えるこどもの支援を充実させる」では、児童養護施設等への環境改善に対する支援やヤングケアラーへの支援を充実させるなど、子どもの育ちと家庭を応援いたします。

最後に基本目標３の基本方針（１）の「子育てしながら安心して働ける社会をつくる」取組では、市内経済団体等と連携した仕事と育児の両立支援の推進や、男性の育休が取得しやすい職場づくりに対する支援などを行います。

また、基本方針（２）の「こどもと子育て家庭に優しい社会をつくる」では、こども基本法の改正の趣旨を踏まえ、子どもを社会と一緒につくっていくパートナーとして意見を聞く機会を設け、子どもの視点を施策に反映していくことでよりよい社会の実現を目指してまいります。

基本方針（３）の「地域でこどもを見守り、育む」では、コミュニティスクールや地域学校協働活動などを通じ、地域と学校、保護者が一体となり、地域全体、社会総がかりで子どもたちの学びや成長を支える仕組みを推進いたします。また、こども食堂の連携体制の確立及び立ち上げの支援にも取り組んでまいります。

これら事業計画の下、これからも本市の地域力を子育て支援に生かし、つながりや連携、まち全体で子育てという視点を大切にするとともに、子ども自身の意見を柔軟に取り入れながら取り組んでまいりたいと思います。

なお、本計画は、現在実施中のパブリックコメント、廿日市市保健福祉審議会の答申を

経て、令和7年3月の策定を目指しております。

以上で、第3期廿日市子ども・子育て事業計画の概要について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○松本市長

今ご説明させていただきました。この計画の目指す姿を確認するために、皆さんから教育的な視点でご意見を賜りたいと思いますけれども、まず、より議論がしやすいように、教育長のほうから一旦始めさせていただいて、その後、皆さん方からご意見を賜りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○生田教育長

今の計画の目的というのは、さきほど説明があったように、市全体で子どもたちが健やかに育つことができる環境を整備していくということですが、社会が変わっているので本当に幅広い対応が必要ですし、それから年々新たな課題も生まれてきていて、それに対応していくことは、大変なことだと思っております。自分の一番の悩みですが、全国的に社会問題にもなっている不登校が非常に多いことについてです。不登校のいろんな要因は多々あると思いますが、特に小学校から中学校に上がる時期に不登校が多く見られるということで、廿日市の小中一貫教育として小・中のつながりをうまくやっていこう、段差をなくしていこうと取り組んできたのですが、近年、幼稚園、保育園から小学校に上がっていく段階で不登校が増えており、小学校の低学年の不登校が結構数が増えています。これは全国的な傾向であり、廿日市も同様な傾向が見られます。これは教育環境に適応し切れていない子どもが増えてきているのかなと考えることがあります。

資料では、基本目標の1の基本方針（2）に当たると思うのですが、幼保小連携の協議会を設立など、一定の連携をこれまでやっているのは当然承知おり、他市の動向としても保育園で市全体の保育指針を策定していくなど聞いております。ただ、学校で令和3年から1人1台のタブレットが入ってきて、授業の在り方がガラッと変わってきており、そうした中で、一層この段差が大きくなるのではないかと心配をしているところです。

その中で、国でも幼保小の架け橋プログラムとして、幼稚園、保育園から小学校へうまく接続できるよう、様々な取組を進める中で、実際、具体的にどのような取組が円滑に進めていく、つないでいくために必要なのかなというところで、何か考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

○こども課長

今おっしゃられた架け橋プログラムについては、教育委員会と連携して、まさに今その取組に着手したところです。これは今までもやっておりますが、具体的には小学校の教員が保育園を訪れて保育の様子を見たり、その逆もあったりするのですけれども、教育長の言われましたとおり、遊びが中心の内容である幼児教育と小学校の教育とのギャップによって不登校が多いのは私どものほうも把握しておりますので、すり合わせの作業はしております。

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿というのは、全国共通で示されております。例とすれば健康な心と体づくりとか、自立心の向上でありますとか、協調性を養いましょうとかありますが、そこを幼児期から小学校へどうすり合わせていくかというようなところを引き続き、これから教育委員会と連携して実施してまいりたいと思っております。

○学校教育課長

今、こども課からもあったように、教育委員会としても幼保小連携の協議会なども持ち、連携も深めているところです。今後、来年度以降、国が示している架け橋プログラムも一緒に考えていこうと今、打合せをしているところで、密に連携をしていきたいと考えているところです。

○松本市長

皆さん、どうでしょうか。

今、教育長から、不登校が増えているというような課題もありました。社会が変化することによって、そうした課題はどんどん増えていくんだろーと思っております。私どもとしても、この計画を目指すべき姿に持っていくために、課題を出しております。それに対して施策であったり、取組であったり、こうしたものを挙げておりますけれども、皆さんの中でもっとこうしたところを深掘りしたほうがいいとか、こういった視点もあるんじゃないとか、ご意見を賜ればなというふうに思っておりますので、皆さん、どうでしょうか。

○石角委員

こうしたらいいという話にはならないかもしれませんが、自分は学校に長く勤務してましたので、何が難しいか。不登校は今ほど多くはなかったんですけど、私が勤めていた頃からもどの教室にもそういう子が出始めて、そういうのも受け止めながら進んできたんですけども、その原因については、中学校に勤めていたんですけども、小学校時代の先生方ともまた連携して、当時どうだったかと話をする。また、さらに前段階として、

生まれてから学校に上がるまでの子どもの発育、あるいは保護者の子育ての支援を目指す姿に近づけることで、学校教育も随分充実すると思いながら聞きました。ですので、家庭の教育、今まで対応して、なかなかうまくいかない子というのは家庭と連携してもなかなかうまくいかなかったり、あるいは人との付き合いがなかなか身についてなくてトラブルになったりとかというあたりが、できるだけ早い段階でつまずきがなく育っていくというすばらしい計画だと思いました。

質問もさせてもらっていいんですか。

○松本市長

どうぞ。

○石角委員

重点施策で1、2、3、4とあるんですけれども、1番の人材確保、これは保育士に限ったことじゃなくて、学校教員のほうも全国的にニュースにもなる。これだけの人材を、体制を増やしたほうがいいのかというのは分かりながらも、実際にそれを担う人がなかなか見つからない。恐らく同じような悩みがおありなんだろうと思っております。ここがかなり苦労されるんじゃないかなと思っております、特効薬はないにしても、こうやって確保していくんだというようなものがあるといいなと思ったのが一つと、もう一つ、施策4のこどもの意見を反映した施策というのが例えばどういったものなのかなというのが疑問を持ったところです。

以上です。

○こども課長

まず、人材確保について、保育園の視点で話をさせていただきたいと思います。保育士の確保、養成校も今定員割れをしておるような状況がございます。そういった中で、来年度、先ほど少し触れましたけれども、新たに廿日市市で働いていただける、保育士の方に応援金になるようなものを支給する施策を検討しております。もちろん今後、未来永劫ずっと続けていくというわけにもいきませんので、そういう手当金なども検討はしておるんですけれども、並行して、働き方自体が今、保育士は特にいろいろ問われておりますので、先ほどのICT化による事務負担の軽減でありますとか、保育士は朝から夕方まで子どもとずっと向き合っているんですけれども、それを子どもから一旦離れて事務を行うノンコンタクトタイムと言っているんですけれども、そういった推進を図り、保育士の仕事は大変ばかりじゃないんだよ。と、示していけたらという思いを持っております。

○松本市長

4 番目。

○こども課長

子どもの意見の反映については、こども基本法でも、今後の子ども施策については子どもの意見を反映しなさい、尊重しなさいという内容が書かれております。これから本市でも、この計画は、今説明させてもらったものは令和7年度からですが、令和8年度からは自治体版こども計画というものを策定しようと思っております。こども計画を策定する中で子どもたちの意見や、声の酌み上げ方というのはアンケートでやるとか、子ども議会もそうですし、子ども会議というのを開いている自治体もあつたりするんですけども、やり方については今から考えるんですけども、そういった場で、例えば公園を造るには何があつたらいいですかとか、様々な行政の分野で子どもの声を反映していくような機会をつくってまいりたいと考えています。

○石角委員

これは小・中学生を対象に声を拾っていこうという理解でいいんですか。

○こども課長

これが年齢がそこまで限定的なものじゃなくて、子ども、若者というような定義の中で、それこそ20代後半の方もいらっしゃると思います。そこは幅広に考えていきたいと思っております。

○松本市長

子ども議会において、子どもたちから出た意見というのはなるべく予算化して、努力するようにしています。必ず子どもたちにこうした形で実現するからねと学校を介して言っていますし、また、子どもだけじゃなくて、子育て世代の意見も聞いて、昨年、ミーティングしたんですけども、意見を聞いて、新年度、いろんな予算化をしています。

例えば保育園でおむつを持って帰らなきゃいけない。また出先でそのまま持ち続けて移動しなきゃいけないというようなことがあるという意見を受け、おむつをそのまま処分できるような機械を導入しようとするとか。あと、布団を週末になったら持って帰り、また、週明けに持っていかなきゃいけないということがあつたりして、それはもともと簡易ベッドみたいなものがあるとそういうことをしなくてもいいんじゃないかということで、新年度、そういった簡易ベッドも導入する形にしました。

そういった声、非常に細かいところではあるんですけども、むしろ細かいところだか

からこそ私たちが気づかなかったというようなこともあるんです。そういったところをしっかりと予算化していくといったことが大切だと思います。

○石角委員

分かりました。子どもだけでなく、子育て世代、大人からも聞くということでもよく分かりました。

1点目の人材確保のところで、あと、男性の育児休業取得にも関わるんですけども、そうして職場から子育てで離れる分、それを補う、年度途中で補う、そのあたりも恐らく苦労されるのかなと思いますけれども。

○こども課長

男性育休の促進というものについては、産業振興の部署があるのですけれども、そちらが市内の経済・産業団体等と、今まさに検討しておりまして、男性に限らず、女性がまた職場を離れて復帰する環境、リスクリングといいますか、そういったものの整備なんかも含めて、検討している段階でもあります。

○松本市長

行政だけでできることってやっぱり、今言ったように企業と連携したりしながら、新年度は企業がそういった子育てに対して取組をしてくれたところ、廿日市からインセンティブを出せる。お金になるのか何なのか分かりませんが、そういったことを出しながら、企業の皆様が取り組みやすいような環境をつくっていききたいと。子育てに対して協力できるような、そういった環境を整えていききたいなと思っています。

○石角委員

ありがとうございました。

○松本市長

そのほかありませんか。

○古谷委員

質問させていただきたいんですけども、待機児童のカウント、平成31年4月1日38人が令和6年4月1日にはゼロになったという成果の報告が先ほどあったかと思いますが、これはどういうカウントの仕方なのか教えていただきたいなと思います。

すみません。もっと言うと、私、今、廿日市市内で訪問看護ステーションと、あと、ITに関係する企業を経営させていただいてまして、毎年、採用をさせていただく中で、95%以上女性に働いていただいているんですけども、やっぱり子育て世代、1歳、2歳

の子どもがいらっしゃる方を採用というか、面接する際にやっぱり、まず、保育園が決まらないとというところが非常に多くて、実は昨日も看護師さんの面接をしたんですけども、1歳のお子さんがいらっしゃって、保育園に入れないといつから働けるかというのは具体的に言えませんというのが、結構、毎年毎年悩みとしてあるのが正直なところです。それでゼロを目指すということがすごく難しいと思っていたのですが、今、4月1日現在でゼロだったということがどういうカウントでゼロだったのかなという気になります。

○こども課長

定義はいろいろあるんですけども、全国の統一の定義で、1つは、特定の園にしか希望しない申込みの方であれば、それは待機児童に入らないというのがあります。本市は第6希望まで書く欄があるんですけども、例えば第1希望が書かれておって、最寄りの、これはおおむね車で20分ぐらいで行けるという定義があるんですけども、20分ぐらいで行けるところに保育園があるにもかかわらず申し込んでいない。そこは空きがあるという場合、待機児童には入りません。そういったことを潰しながら、それでもなお入れないという方が待機児童ということになります。

○古谷委員

分かりました。ありがとうございます。

やっぱりその部分というのは結構深刻というか、毎回毎回、すぐ人が欲しい。働く気もあるけれども来られないというのが結構あるなと実感しています。

○松本市長

具体的にどういう状況なんですか。

○古谷委員

例えば私の看護ステーションは地御前にあるんですけども、実際にあったのが、五日市から通勤する。その区間の保育所は全部当たったけれどもないというようなところがあったりとか、実際、阿品で、昨日の面接したのも阿品だったんですけども、阿品で1歳のお子さんがいらっしゃって復帰をするというところで、保育所を探しているけれどもないというような状態があったので、ちょっとそこは最近ゼロというのはどういうことなのかなというのが疑問に思っ

○こども課長

ちなみに余裕を持ったゼロではなくて、本当にかつかつの、本市はゼロなので、まだまだ年度途中の待機児童、昨年39人程度出ているんですけども、そういったような厳しい

状況にはございます。

○松本市長

年度初めではゼロでも、時間がたってくればニーズが上がってくるので、そこで今おっしゃったようなことが起きてくるということで、そこが課題の一つでもあるんです。年度途中でのニーズにどう応えていくかというのが課題なんですよね。そこは非常に悩ましい。あまり保育所を過剰に抱えることもなかなかできずに、そこをどうやって確保していくかというのは大きい課題ではありますね。

○古谷委員

ありがとうございます。

あと、もう一個、こども食堂の連携体制の確立というところなんですけれども、今、商工会議所青年部のほうに所属させていただいていまして、会員の飲食店があって、こども食堂をやられていたりとか、我々も手伝いに行ったりとかするんですけれども、どういった連携体制というのをお考えなのかなというところをお聞かせいただきたい。

○子育て応援室長

子育て応援室の室長をしております梶田と申します。よろしくお願いします。

こども食堂の担当も応援室でございます。市内、今、各地域でこども食堂が立ち上がっています。それぞれのこども食堂さん同士の連携が整っていないくて、どのような形で運営しているとか、どんなことに困っているとか、例えば食材はこういうところをお願いしているという情報共有する場を持ちたいと思っております。

○古谷委員

ばらばらにやっている状況を一つにできないかなという動きも青年部内にあるので、もしよければ連携しておきたいなと思います。

○子育て応援室長

お願いします。

○松本市長

本当に子どもたちが食べることができずに困っているこども食堂もあれば、地域のサポート的なこども食堂といったこともあるだろうと思うので、いろんな団体があって、まずはその団体がどういった形で運営されているのか、本当に行政がどういう絡み方をしているのかがいいのかというのをしっかり把握しなきゃいけないなと思っていて、その辺の状況をまず把握した上で、行政がどう入っていくか考えたいと思っています。

○古谷委員

よろしくお願いします。

○松本市長

松本委員、いかがでしょう。

○松本委員

読ませていただいた感想くらいのことしか言えなくて申し訳ないんですけども、施策4で子どもの意見を反映した施策実施とあると思いますが、それが事業計画の中でいうと、基本目標3の(2)のところにそれが当てはまると書いてあるんですけども、子どもの意見を反映することは、ここだけに限る話ではなく、全般にわたってのことだと思います。どう書けばいいのか分からないんですけども、全体に共通する考え方なんだなと私としては理解してまして、市としてもそういう考えをお持ちなのかなとは思うんですけども、そこが捉えづらかったので気になったというのが1点です。

子どもというのがどこまでかという、多分中高生とかも入ってくると思うんですが、前の会議でお話ししたかもしれないんですけども、どうしてもやっぱり小さいお子さんとか小学生とかが重点的な施策の対象になってくるのかなと思います。中高生とかにもぜひ目を向けてもらいたいと思っており、居場所の確保ということになってしまうのですが、留守家庭児童会の充実というのがあったんですが、前、ほかの自治体の教育委員会の教育委員さんとお話をする機会があったときに中高生向けの児童館を開いている自治体があって、全国的に見れば幾つかあるんですけども、そこで中高生が集まって、何かバンド活動したりとかいろんなことをしているというのがあって、すごくいいなというふうに思いました。そういったものもあるという情報提供です。

あと、個人的な体験の話にすぎなくて申し訳ないんですけども、先ほど教育長から幼保小の連携という話をされていて、何年か前の総合教育会議で、自分の子どもがやっぱり小学校に上がったときになかなかじめなくて、結構泣きながら小学校に通い、秋か冬ぐらいまでそんな感じだったという話をさせていただいたことがありまして、大分大きくなり、中学生に上がるので、今度は中学校に無事進学できるかなという心配もあるんですけど、小学校に上がったときに本人が、何がつらかったのかを聞いたら、保育園に通っていたんですけど、自由にいろいろ遊んで、もちろん食事とか時々でちゃんと集団で行動はするんですけども、多くの時間を自由に遊んでいた中で、小学校に上がってからきっちり決められ行動しないといけないのが本人には相当つらかったと。何か今、個別の教育

とか、そういう視点が言われているので、そういったあたりは何かしら解決の一つのヒントになればいいなと個人的に思っております。

以上です。

○松本市長

まずは子どもの意見というのは、全般に渡って反映すべきことだと思います。

○こども課長

ありがとうございます。松本委員のおっしゃるとおりで、そういう認識の下、進めてまいりたいと考えております。

今日説明させてもらっている年齢の対象というものは、これは子ども・子育て支援法に基づいております。また、それに加えて、小学校の方とか中学校の方、この計画にももちろんヤングケアラーなんかも書かせてもらっておりますので、もう少し幅広に計画策定しているというのが全国的な通例になっております。先ほどの中高生向けの児童会と言われましたか。

○松本委員

児童館。

○こども課長

児童館ですか。その辺も課題として取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○松本市長

まるくる大野では、そのような意味で中高生が活動していないんですか。

○子育て応援室長

まるくる大野には子育て支援センターが入っていて、こちらは0歳から就学前です。また、同じ建物の中に児童会を運営している事業者さんが5時以降に小中学生、高校生はおられないんだけど、小学生、中学生さんは遊べるような場所を設けておられます。室内で遊べる立体的な大きな遊具があるので、子どもたちが楽しんで運動している状況はございます。

○松本市長

子どもの定義はいつまでかという質問があったんですけども。

○こども課長

この計画上は今申し上げたとおりですけども、こども基本法等、国が定めているもの

んなるんですけれども、そういうのでいいますと、成長段階にある子が子どもという定義をされていますので、例えば29歳までとか18歳までとかという年齢の幅は設けていないというのが実情でございます。

○事務局（胡部長）

補足します。事務局（胡部長）の胡でございます。

子どもの意見を取り入れて、市の取組であったりということを考えるということとはご指摘のとおり全体のことで、子どものことだけではないということが大前提ということで、市の最上位計画に位置づけられます総合計画、市の大きな将来像であったり、基本的なものを定めるところでは、子どもに限らず各世代ごとのアンケートの調査を実施したり、例えば商売を営む人、事業者の声を40団体聞いてみたり、子どもとはいいいながら、子ども・若者ということで今回30代ぐらいまでの人にお集まりいただいて意見を直接聞く場を設けたりということで、市政全般において、やはりそういう全市民が対象という観点から、これからこういったことを参考に、各個別計画、例えば産業振興ビジョンをつくるであるとか、観光振興ビジョンをつくるであるとか、そういうビジョン、計画、そういったものを策定するにはそういった声を聞いていこうというようなところの姿勢がまずあるということと、ちょうど1年前になりますけれども、「こどもが主役のまち はつかいち宣言」というようなところでいえば、そこは子どもの目線というニュアンスが違うと思うんですけれども、そうしたことを中心に捉えて行政自体を進めていく。子ども施策だけではなくて、いろんなことをそういう目を持って、廿日市はまちづくりを進めていくといったような宣言になってございますので、そうしたことでいうと、今、担当課長が申しました子ども・子育ての支援計画ということではその対象ということにはなっていますけれども、まちづくり全体とすれば子どもの目ということ、そういったところは大切にしていこう。そこを中心にまちづくり進めていこうというのがこれからの考え方ということになるかと思っておりますので、各分野ごとにそういったことはあろうかと思っておりますけれども、全体としてはそういう整理をしていきたいと。そういうことで今回、総合計画を作って参りますので、個別計画もそういった形で取り組んでいきたいというのが市の姿勢というふうに捉えていただけたらいいかなと考えています。

○松本市長

もう一つ質問ありましたよね。以前、学校に行きたくなくなったと、不登校になった子どもたちの声を聞いたらかというような意見があったと思うんですが、どうですか。

○学事・生徒指導担当課長

学事・生徒指導担当課長の古井でございます。

今、国の調査でも、不登校の要因を学校で把握していた要因という項目ではなくて、保護者や子どもたちからどういう相談があって不登校になっていったのかというきっかけの部分のところを調査していくという、国のほうからの方法が変わりまして、学校がこうじゃないかな、こういうような状況じゃないかなということではなく、アセスメントの部分だけではなく、実際の事実として、子どもであるとか保護者の方からそういう情報があって、この子はそういうちょっと今しんどい状況にあるんだというところにフューチャーしながら取組を考えていくとなってきたので、徐々にそのずれをつないで取り組んでいこうということで、国のほうからも方向性が示されていますし、学校のほうにもそういう説明をしているので、今後は1年生、低学年だけではないんですけれども、子どもたちの実際の状況から不登校の取組を考えていくというような方向を市教委としても学校に話をしているところですので、今、松本委員が言われたようなお子さんの困り感というところはしっかり把握しながら取組を進めていければなと思っております。

○松本市長

最初に松本委員がおっしゃった子どもの意見というのは全体にかかってくるんじゃないかという意見がありましたけれども、書き方としてはこれでいいんですかね。何か見直すところはありますか。

○こども課長

そうですね、検討してまいりたいと思いますが、1枚目の重点施策の4にはこどもの意見を反映した施策実施と大きく書かせてもらっております。

先ほど松本委員が言われたとおり、表現の方法については全体をフォローしているんだという見せ方ができるかどうかというのも踏まえて検討してまいりたいと思います。

○松本市長

岡本委員、お願いします。

○岡本委員

先ほど教育長さんが不登校のことを言われて、意外でした。低学年から不登校というのが、私、学校にいたときはなくはなかったんですけれども、やはり少なく、大体中学年から高学年、そろそろ思春期の入り口に入るかなという頃になかなか学校に行きづらいというのがあったんですよね。保育園とか幼稚園でやっていた子どもたちが小学校に上がっ

たときにハードルがあるとすれば多分教科学習が始まるということと、時間の流れが全然違う。先ほど松本委員さんがおっしゃったように、きっちり時間で区切られて、そこだなということ进行を思いました。

私、不登校の研修会に行かせていただいて、ずっと考えているんだけど、不登校の子どもさんって、学校に行く目的が見いだせないのかなという。何で学校に行かないといけないのとか、何で勉強しなければならないのかとか、学校に行く目的意識みたいなものを持っていない子どもさんが多いかなという考えに最近なってきたんですけども、低学年はまだ発達段階がそこまで来てないんじゃないかなと。ただただ今まで送っていた生活と違って、大変で行きたくないとなるのかなと思うのですね。

保育園、幼稚園と小学校のつなぎのカリキュラムというのは、昔、友和小学校、友和保育園ですかね、何かスタートカリキュラムというのがなかったですかね。あったような気がします。

○生田教育長

今も行っております。スタートカリキュラムのアプローチ。

○岡本委員

私もそれ、詳しくは知らないのですが、小学校でも大体4月、ゴールデンウィークが始まる前ぐらいの1か月間は慣れるための期間というんですかね。小学校生活のオリエンテーション的な位置づけがあってやっているんだけど、スタートカリキュラムはもっとそこは丁寧に。

そのカリキュラムとか、もっといえば1学期ぐらいかけてカリキュラムを見直してって、徐々に学校生活に慣れていくというようなことが要るんだろうなと思いながら、スタートカリキュラムがあるから、それでも増えるというのはどうしてかなとか、いろんなことを考えながら聞かせてもらいました。

学習指導要領というのがあり、学校はやらなくちゃいけないことが国から示されているため、学校独自で考えていくということは難しいんですけども、少し時間的に緩やかなカリキュラムというのが要るのかなと思いました。

○松本市長

スタートカリキュラムはどんな状況ですか。

○学校教育課長

学校教育課長、雨河です。

どの小学校でもスタートカリキュラムは行っています。以前と比べると、そこは充実していて、やはりすぐに教科学習に行かないように、ある程度一定期間、保育園、幼稚園からの接続の部分は緩やかに学びが進んでいくような形でやっているというのは事実なんですけど、にもかかわらず、その中でもやっぱり学校の中に、集団の中に入っていけない子が一定数出てきているという感じはすごく最近します。教室から飛び出してしまう子がいたりとか、なかなか居続けられない、みんなと一緒にいられないというところ。内容としては、それこそ、以前の学校と比べるとかなり子どもに寄り添っているような形で授業は進んでいるんだと思うんです。入学期はですね。それでも難しい子どもがいるということは、もっと、何が必要かというところはしっかり考えていかなくちゃいけないところなのかなというふうに思っております。

○松本市長

学校もかなりいろんな努力をしていると思うんですけれども、むしろこういう子って、いろんな家庭の状況もあつたりするんだろうと思うんですけれども、どうでしょうか。

○学校教育課長

そうですね。家庭の状況というのは本当に多種多様で、いろんなところにも話が出ていたんですけれども、働き方が多様ということは、家庭の様態というのも当然多様になってきている。家庭環境の話も含めて、共働きの家庭の中で育っていく子どもがいて、本当何か自分たちで生活をしていかなくちゃいけないというような、厳しい家庭も散見されますし、そういった意味では、本当に家庭の環境というのは複雑化しているなと思います。

○岡本委員

集団になじめないという子どもさんもいると思うんですよね。そうすると個別の取組になっていくんですかね。

○学校教育課長

そうですね、そのところでいったら、個別の取組に対応していくために、廿日市市でいうと子どもつながり支援員がその部分を担ってくれている。教員だけでは手が届かないところもそういう支援体制をつくっているというところで、来年度もその部分というのはしっかり見ていこうと計画してやっているところです。

○松本市長

増やすんですよね、来年度。

○学校教育課長

はい。その予定です。

○松本市長

かなり学校のほうでは努力して、限界ぐらいまで努力しているんですけども、なかなか不登校の子どもは減らない。むしろ増えているというような状況があって、家庭のほうに踏み込みづらいというような現状もあったりして非常に厳しい状況ですね。

○岡本委員

そうですね。

○生田教育長

今日こういう会なので、学校では努力している、保育園では努力しているということではなくて、今も連絡協議会もつくって、いろいろやっではいるんだけど、そこへ今のそれぞれの課題とかというのを踏まえた視点で議論する場を持つとか、そういうところが今後、新たな視点で要るのかなと思うんですね。確かに先ほど岡本委員さんが言われたように、以前、低学年の不登校ってなかったんですよ。だけれども、この数年で随分増えてきました。だから、そこに何かあるんだと思うんですね。そういったことも今度、保育園でも知っていただき、また、スタートカリキュラムにどういう工夫が必要か、今コミュニティスクールでいろんな地域の方も入ってもらうので、4月、5月はかなり1年生に手をかけていただくんですよ。それも随分助かっているんです。そういったこともやりながら、そういう視点をいろんな連携の際に盛り込んでいただくといいんじゃないかなと思っています。

○岡本委員

資料をもらったときに、全部しっかり読んでいないんですけども、本当に手厚いな、廿日市に住みたいと思うだろうなと思うぐらい、すごいいろんなことが手厚くされています。

以前テレビで見たんですけども、こういう制度がたくさんあっても、ネックは申請しないと適用されないということがあったんですね。高校の取組があったんですが、その高校は本当毎日学校に通うのが普通ではないと、当たり前ではないという子どもたちが通っている高校なんです。先生たちが何とかそれを打開したいということでやられたのが、高校にも総合的な学習時間というのがあって、総合学習で貧困を断つという大きなテーマを掲げて何をしたかという、その子どもたちが住んでいる自治体にある制度を子どもたちが調べる。スマホを持っていますから、それで検索して、これはどういう制度なんだ、ど

うという人が適用されるのかとずっと調べていくというのがあったんですね。先生がテレビに出ておられて、ネックは申請なんですと。だから、制度を知らなかったら申請しないから、適用されない。だから、生徒たちにどんな制度があるかを調べさせたというのをやっておられた。本当に子どもたちも適用する、しないにかかわらず、どんな制度があるかというのを知っただけですごく元気が出ていて、その学年は誰一人脱落することなく卒業していったというのがあって、あ、分かるなと思ったんです。だから、廿日市もどうやって周知するかというところが大切なんじゃないかなと思って読ませていただきました。

○松本市長

これ子どもの制度に限らず、全ての制度においてもそうなんですよね。どうですか、胡さん。

○事務局（胡部長）

そういう時代になって形が変わってきたという。日本は法治国家ですから、法律に基づくものでいろんな各種制度ができて、それを自治体が周知して、知っている人は利用するけれども、知ってなければ利用できないというような世の中だったんですね、今まではずっと。法治国家だと法律を知らないほうが悪いという、ある意味、そういう側面だったんだろうと思いますが、今は変わってきていまして、それを周知するほうの周知の責任も当然ありますけれども、やっぱりそういうことというのは人は調べるといようなことを、例えば旅行へ行くときには事前に調べるとかいうことで、大人になると発達の段階で調べていくんだと思うんですけれども、自ら何かを調べるというのが多分教育の場でやっぱりされているということである、やはり行政体とすれば知っていただくということである、各種いろんなプロモーションという言い方をしたりしますけれども、そういったことでやっています。やっぱりそこでも全てを行き渡らせるためには限界があるということになると、両輪ということだろうと思っています。それでいうと、一つはそれを教育の場で探求する、調べるということをやるとい子どもをやっぱり育てていくということと、もう一つは行政体とすれば、それ以上に情報は出していくということをやるとい、やっぱり人が育つというのはそういうことだろうと思っています。

そういう意味でいうと、廿日市は今までなかなか知られていないとかいうことで市長に代わって、市民は知りたがっているということでもう少し情報発信をしましょうということで広報戦略の基本方針なんかもつくったりしましたけれども、それにのっとって、少しずつ自分たちの持っている制度、情報、そういうものを出していくということ。それもい

ろんな媒体が今あります。昔は新聞みたいなことだったと思います。国の制度はテレビがやっていますけれども、自治体はそういう放送局を持っていないですから、基本的には広報紙なんですよ。月1回の広報紙ということになるんですが、それだけじゃどうしても載せられないというようなときに、いろんな、今SNSであつたり、いろんな手段をもつて、それを周知していくというように変わってきていますので、そこは廿日市においてもそういうこと、ほかの自治体と制度の違いがあるものとなないもののが当然ありますので、廿日市の特徴、魅力、ファンになっていただくことを考えればやはり情報発信が一番、行政体とすれば取り組まなくてはならないものだということで、今、鋭意努力しているという状況でございます。

○松本市長

国からの給付金なんかあつたりするんですけども、どうしてもこれは今まで申請しないともらえないというのがありましたので、できるだけプッシュ型でできるものはプッシュ型でしていこうというような努力も必要で、一方で、やっぱりしっかり知っていただくための努力をしていただかないといけない。この辺バランスを取りながらやっていかないといけないのかなとは思っています。

最後に山川委員、よろしくお願いいたします。

○山川委員

私自身は廿日市に20年以上前に引っ越してきたんですが、そのときにやっぱり廿日市をなぜ選んだかという子育てがしやすいそうだったというところがあります。その子育てのしやすさはどう見えていたかとなると、小児科が多くてたくさん選択できるとか、あと、保育園を考えたときに、広島市だと多分なかなか入れないところが廿日市だったら入れて、かつ通勤圏だというようなところで、そういった意味で本当におかげさまで下の子も二十歳の集いで成人を迎えました。ありがとうございますというのが廿日市に対しての感謝なのですが。

社会インフラとしてのそういった子育てを応援する施設というのは整っているというのが20年前から見えていて、もう一方で、多分見えにくいのが関係のインフラというか、来たときにちょっと声をかけてくれる人がいるんだろうとか、孤立化しないかなとか、何かそういったつながりのインフラみたいなところはやはり見えづらくて、そこは不安に思いつながりながらも引っ越してきて、でも、おかげさまでいろいろなネットワークをつくることのできた。それはやっぱり地域が協働されていたりとか、地域力というのを高めていくとい

うほかの施策があつて、それが働いていたのだらうなというふうに思っています。

ただ、やっぱり私の時代と随分違ってきているのは、子どもをめぐる環境も複雑になっているし、複雑であるがゆえに多様になっているし、かつ見えにくくなっている、その状況が。それは家庭という性質もあるんですけども、スマホとかタブレットとかそういうものが入ってくる中で、親さえもつかめない子どもの状況が多分あるのかなというふうに思っているんですね。そうした中では、やはり福祉なんかがいうところの重層的な支援というところが欠かせないというのが、今回、計画の主な視点というか、一貫した視点なのかなと思いました。まず感想というか、方向性だなというところで感じているところなんです。

そうした中で、少しご検討いただけるならというお願いしたい点が3つありまして、もしかしたら計画の中に視点が入っているかもしれない項目があれば教えてもらえたらと思うのですが、一つは親同士のつながり支援というのがどのあたりに入るのかなというところがちょっと項目からだけでは分かりづらかったです。親同士のつながり支援というのを考えたときに、何かご近所だからつながるというよりも、子どもの特性によってつながる気がしていて、例えば男児か女児かというところから始まって、保育園に行っている、幼稚園に行っているというようなところとか、何か障害がある、ないとか、いろんな特性によってつながるところがある気がしていて、園ベースの支援というのが一つ大きくはつながり支援ができる場所だと思うんですけども、何かそこだけでは多分つながれない特性を持った親子があるんじゃないかなと思って、なので、親のつながり支援というのがどこに入るのかなというのと、それから、あとは園ベースというのものもあるんだけど、子どもの特性を考えたときにもっと固まりとして見えづらいというか、保育園に行ったときにいる親同士という固まりができるんだけど、それでは固まれない、見えにくい親。具体的に言うとシングルのマザー、ファーザーだったりとか、障害を持っていて、障害も多分種類によってつながりやすさとかが違ってくるので、そういった逆につながりにくい親へのつながり支援というところと、でも、つながりにくいと思っていながらも、やっぱりつながりの中でじゃないと子育てはしづらいので、何かそのあたりがどこに入っているのかな、入っているといいなというところが一つです。それと、さっき言ったインフラとして見えていたところが社会インフラだったので、関係のインフラみたいなのが見えるとよりいいなと思ったところです。

2つ目に、親もなんですけれども、子どもたちが親に言えない悩みを抱えていたりとか、

だんだんそれが多分年齢が上がってくると増えていくと思うんですけれども、なので、子どもたちが直接相談できる場というか、それはリアルな場なのかもしれないし、LINEなのかもしれないし、少し何かそういった子どもが悩みを相談できるという。

以前、エスオーヒロシマというところで相談室を開くためのお手伝いとかしていたんですけれども、相談が多くて全然足りなくて、かつ深刻なものが多いから、1人の方がずっと継続して相談というような形で、途中で交代できないということで行くと相談員の方はすごく力量が要るし、すごく大変なんだけれども、でも、そのあたりの養成とかも必要なのかなと思いました。

一方で、子どもたちが悩みとして話せないんだけど、何かやりたいことという言い方だと悩みが実は話せたりするということもあるので、悩み相談室というよりも何でも相談室的なところにして、深刻な部分を担う人と、あと、もう一方で、これは本当は18歳まで見通せたらいいなと思ったのがピアサポートというか、ちょっと年上の人がちょっと年下の子どものためのメンターになるとか、何かやりたいことを応援するためのチームを異年齢でつくれるような相談室にしていくとか。

悩みと言っちゃうと少しハードルが逆に高くなっていくので、何かそれを何でもと。悩みもいいし、やりたいこともここで応援する場だよみたいなことをするともしかしたら可能性が開けると、さっき言った異年齢のメンター養成みたいなことを、本当にネーミングがすごく大事だと思うんですけれども。ネーミングによっては中学生、高校生は嫌だということで、何か格好いい名前がいいと思うんですが、そういったものが開けていくと先ほどの中高生の居場所というところも、居場所としてだけじゃなくて役割が果たせるというか。

私が、さっき児童館の話があったんですけれども、もう一つイメージで抱いていたのは、愛媛の宇和島の中央公民館でされているホリバタという取組で、そこは高校生が中心でたまり場をつくってされたんですけれども、それによって中学生と大学生がさらに拡大して来るようになっていて、その人たちが子ども支援をしたりとかというようなことを始めていますので、ちょっと時間はかかるんですけれども、二、三年でそういう。それは中央公民館でそういうのをつくっているという取組があります。それが一つ。

今申し上げたようなことを特に関係支援とか関係のインフラをつくるって、やっぱり行政だけでは難しくて限界があるということで行くと、でも、すごい精いっぱいいただいているのは今回、計画を見ていると感じていて、そういった意味ではこういうことをや

りましょうということに対して、やっぱり企業の力とか市民の力だったり、行政以外の力をどれだけ借りる、一緒にできるかというのがポイントだと思うので、もし可能であれば、例えば計画の73ページのところに家庭の役割、子どもの役割、地域の役割があるということで、本市の協働のまちづくりをもうちょっと広い範囲で一緒にやろうという、あるいは相談してねというのが組めるんじゃないかなと思います。

これは三原市なんかは、子どもたちに対して地元の企業の人たちが講座を開いてくれる。多分一まとめで何か子ども何とか大学みたいなのをつくっていて、それは地元の企業のことを知ることができるし、地元の企業の人たちが子どもたちに対して、直接こういう仕事ができるんだよと。仕事の中での面白さとか、そういうことを伝えるようなもの、市がバックアップしてされていたりというのがあります。企業の方もいろんな関わり方ができると思うんですけども、さっき言ったつながりのインフラというようなところで、そういう企業の方とのラインができるかなと。

あと、放課後の話も出ていたんですけども、公園を使うときに、宮内に冒険あそび場のNPOの方がいらっしゃいますよね。ああいった方たちの下でプレイリーダーというのを少し養成を。例えば18歳、高校生とかで、あるいは18歳以上みたいなところで養成していった、プレイリーダーが放課後、子どもたちと遊べるような環境をつくっていくとかとすると、また。イギリスだと職業なんですけれども、日本はあまりそれをされていない中で、廿日市はつながりのインフラというところを見える形でやってみえるというふうになるような気がします。誰だって、皆さんのほうが現場に近いというのをもちだすと思うんですが、それと協働の視点というのを取り入れていったらどうですかという提案です。

以上です。

○松本市長

それぞれ担当のほうからお答えいただきます。

○こども課長

つながりの分は少し計画で申しますと、基本目標（2）の方に、ページの方で申しますと36ページ、多様な交流の場の充実とあります。これは産前産後サポートセンターでの親同士の交流の場の設定でありますとか、子育てサロンを活用した親子と地域の交流の促進とか、そういったところを取らせてもらっております。特性によってつながるというところ、読み込めるのかどうかというのものもあるんですけども、現状の計画ではこのあたりにうたっておるというような状況です。

○山川委員

すみません、逆質問になるんですけども、廿日市は子育てを応援している人たちを応援するということはしているんですか。応援する、子育てを応援するグループとかって結構ありますよね。

○こども課長

はい。

○山川委員

こども食堂もそうだし。そういう方を応援するということはされているんですか。

○こども課長

そうですね、金銭面だけじゃなくて、そういう支援は様々な角度から。

○山川委員

何かそういった人たちが、子育てを応援する人たちを応援していますというのがどこかに位置づいていれば、それがそういう場のつながりかなという気がします。それが今おっしゃった36ページかもしれないなと思いながら。

○松本市長

じゃ、よろしくお願いします。

○学事・生徒指導担当課長

同じ34ページのところで、つながりのカテゴリーとしては、不登校のお子さんに関わられている保護者の方同士の交流の場の設定ということで、今年度、1回、今の子ども相談室の保護者の会というか、保護者の皆さんに集まっていただいて、少し困り感を共有したりとかということに今年度から取り組んでおりまして、また2月にも同じようなことをしていこうと思っているんですが、今後、各部とも連携しながら、子ども相談室の保護者だけではなくて、不登校のお子さんを持っている保護者の方が集まれるような交流の場を設定できるように、今立ち上げたばかりなのであれなんですけど、今後広めていけるように、また内容等については検討していこうというふうに考えているところはあります。

○松本市長

最後、73ページの分ですね。地域との協働の役割を入れたらどうですかという。

○子育て担当部長

子育て担当部長の田村です。よろしくお願いします。

今ご指摘をいただきました73ページ、（3）の地域の役割といったところなんですけど、

お話がありました地元企業であったり、地域であったり、そういうところで地域全体、オール廿日市で子育てに携わっていくという思いを強くこちらのほうに反映させた上で、協働のまちづくりという視点を関係課、地域振興部とも調整をした上でこの計画の中に少し反映をさせていただけたらと思っています。

○山川委員

73ページ、前文にはそれは書いてありますね。すみません。

○子育て担当部長

それも踏まえまして検討します。

○松本市長

時間も来ましたので、次の議題にいきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、5歳児健康診査に移ります。

5歳児健康診査は就学前の子どもの発育、発達を確認して健康状態の把握と早期支援を目的として実施するものであります。

それでは、5歳児健康診査につきまして、担当から説明させていただきます。

○子育て応援室長

担当の子育て応援室の梶田と申します。座って説明させていただきます。

それでは、お配りさせていただいております資料の2-1をご覧ください。

令和7年度から実施を予定しております5歳児健康診査（相談）についてご説明させていただきます。

1の背景・目的です。幼児期において、幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長、発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とし、行います。

2の対象者です。5歳になる幼児で年中の幼児さんが対象となります。標準的には4歳6か月から5歳6か月児を対象としており、令和7年度は市全域で920人の子どもたちが該当の見込みでございます。

3の健康診査の形態は、1歳6か月児健診、3歳6か月健診と同様に集団健診で行います。

4の健康診査の回数、場所につきましては、市全域で年間40回を予定しており、それぞ

れお住まいの近くのネウボラで受診することとなると考えています。それぞれの会場と実施回数につきましては資料に記載しているところを予定しております。

5の本市の5歳児健康診査の流れです。健診前には保護者に健診の案内と問診票を送付いたします。また、保育園とか幼稚園などに必要に応じて市に子どもたちの情報共有をしていただきます。

続いて、健診当日の流れです。初めに看護師により身体測定を行います。続いて、5人程度を1つのグループにして、遊びを通して身体の協調運動の観察を行います。これは子どもの身体の発達を見極めることができる経験豊かな保育士が行い、チェックを行います。その次に保健師による保健相談指導を行い、適切な生活習慣が身についているかなどの確認を行い、必要に応じた指導を行います。続いて、心理士による発達相談を行い、今後のフォローが必要であるかを判定し、必要に応じて次のプレ教育相談につなげます。プレ教育相談は必要に応じて紹介するところなのですが、必要のない幼児につきましては健診は終了となり、最後に保健師の最終確認を受けて、健診は終了となります。プレ教育相談が必要と判断した幼児や、保護者のほうからプレ教育相談を受けたいと希望があった方に対しては、学校教育課が担当する教育相談を行い、最終確認の保健師を通り、健診は終了となります。

健診の後に必要に応じたフォローアップを案内いたします。今後の対応などについて、心理士等へ相談ができる発達相談、また、小学校に入学するに当たって心配事や対応すべきことを相談できる教育相談、保育園や幼稚園でフォローが必要となる子どもへの対応を配慮していただくため、園へ情報提供を行うこともあります。

また、保護者の子どもへの対応を勉強するプログラムである保護者への支援、それから市の各ネウボラの保健師からの健診後の電話のフォローも行う予定になります。

また、発達障害が疑われる幼児に対しては、児童発達支援の事業の利用を案内すること考えられます。また、必要に応じ、医療機関につなぐことも考えております。

最後に、6に連携機関を挙げております。幼児が所属する保育園や幼稚園、小児科等の医療機関、廿日市市では児童発達支援センターのくれよん、おひさま、それから廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ、市の関係部署では学校教育課や障害福祉課、こども課との連携を密に取りながら対応していきたいと考えております。

以上で子育て応援室からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長

学校教育課長の雨河です。

引き続き学校教育課から、5歳児健康診査の効果等について説明させていただきます。
着座にて失礼いたします。

資料2-2をご覧ください。

初めに、学校教育における5歳児健康診査の期待される効果についてご説明いたします。
縦1のところに書いてございますが、5歳児健康診査の結果は、就学時に特別な教育的配慮が必要な子どもを早期に把握し、支援を開始することにつながり、保護者の発達課題への気づきや子どもの円滑な就学に資することが期待されます。

続きまして、縦3のところに本市の特別支援学級、通級指導教室の状況の資料がございます。

資料1をご覧ください。

市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒や、通常学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童・生徒は、ご覧のように増加傾向にございます。また、この数値には含まれていませんが、通常学級に在籍している児童・生徒の中にも支援が必要な児童・生徒が一定数おり、35人の通常学級に約3名は存在していると言われております。
このような児童・生徒の中には、就学前に教育相談を受けないまま入学している児童・生徒もおります。

資料4にございますように、市教育委員会が実施している就学前の教育相談は、主に相談を希望する保護者に対して実施しているところでございます。そのため、園生活において気になる子ども、支援が必要なのではないかと思われる子どもであっても、その保護者が教育相談を希望しない場合もあり、教育相談につながっていないという状況が生じることもございます。また、一見、特に問題がないように見える子であっても、支援が必要な子どもたちが見過ごされているというようなこともございます。

そのような状況ではありますが、この5歳児健康診査を実施すれば、発達障害を踏まえた支援が必要であると判断された子どもの保護者に対して、教育相談につなげるためのアプローチを行うことができ、特に医療的ケア児や肢体不自由児など早期からの対応が必要な子どもについては、これまで以上に早期の教育相談を促すことが可能となります。

次に、資料3をご覧ください。

近年、教育相談数は増加傾向にあります。以前は保護者や教職員の特別支援教育についての理解が十分とは言えず、教育相談につながらないことが多くありました。そのため、

市教育委員会は、園長会や就学に係る園訪問等において、特別支援教育や就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方などについて説明を行い、理解を図ってまいりました。

また、社会全体としても、障害のある子どもの教育に関する制度が改正され、特別支援教育をめぐる状況の変化もあり、教育相談につながるケースが増えてきたのだと考えております。

一方で、特別支援教育についての情報があふれる中、特別支援に敏感になり過ぎてしまい、特別な教育的配慮を要しない子どもに対しても支援が必要なのではと考える保護者や教職員が増えてきているのも現状です。また、安易に、うちの子は個別指導で手厚く見てもらったほうが良いと、特別支援学級を希望する保護者も増えてきておりました。このことも教育相談数の増加の要因の一つだと考えられます。

そこで、この二、三年は園長会や園訪問において、特別支援教育と就学について正しく理解していただけるよう、これまで以上に丁寧に説明を行ってまいりました。令和5年度から令和6年度の相談数が減少しているのは、こうした取組の成果の一つだと考えております。

5歳児健康診査によって、この子は障がいがあるのだろうか、支援が必要なのだろうかという漠然とした保護者の不安を軽減あるいは払拭するとともに、真に特別な配慮が必要な場合について理解を図ることで、本来支援が必要である子どもの保護者に充実した教育相談を実施することができると考えております。そうすることでそれぞれの子どもに合った適切な指導や必要な支援を行うことができ、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことができると考えております。

説明は以上でございます。

○松本市長

この件につきましても、まずは教育長からご意見をお願いします。

○生田教育長

今、説明の資料にもあったように、特別な配慮が必要な子どもは年々増加しています。これまでにない数にどんどん増えてきています。その中で5歳児健康診査、これを始めるというのは本当にいいことだなと思っています。

これは大きく2つあるんですよね。この資料にも関連することが書いてありますが、一つは早期に把握できるということで、小学校に入ってくる時の受入れの準備が早く、しかも確実にできていくということがあります。それから、早く専門機関につなぐというこ

とで改善につながることもあろうかと思えます。

もう一点は、保護者にとって、これまで就学前の年長の段階で、先ほど説明があったけれども、希望者の保護者には教育相談という形でやっていました。ところが、これが1年前の年中の段階で悉皆でこういった検査をやっていってということなので、非常に保護者の安心感というのが生まれてくるのかなというふうに思っています。これは来年度からスタートということなので、大変とは思いますが、まずはやってみながら、課題が出れば少しずつ改善しながらというふうに思っています。

ただ、やっていく前にちょっと、先ほども子育てするなら廿日市というようなこともありましたが、それを考えたときに、保護者へさらに安心感をということを考えてときに、よく教育相談に来られる保護者の方の話を聞いたときに、今後の見通しがいいからということをお話する場合があります。小学校に入ってどうなるんだろうかというところがよく分からないということもあろうと思うので、そういった見通しを持ってもらうような、今は先ほどの資料の2-1でいうと、何か配慮が要るんじゃないかという子どもに対してはいろんな機関につなぐことにはなっていますが、今後、年長になり、さらに小学校に入る段階でどういうふうなステップを踏んでいくのかというようなところが、さっき周知をという話もあったんですが、いろんなアナウンスも要るのかなというのは思いました。

教育委員の皆さん、ご意見等ありますでしょうか。

○松本市長

今回、5歳児健診をして、いろんな課題が見つかった子どものケアもそうなんですけれども、それを知った親のケアも当然必要なんだろうと思うんです。なかなか心が受け入れられないという現状もあるだろうと思いますし、また、5歳児健診を市で、しっかりこれからは長く定着させていかなきゃいけない。そのための課題は何なんだろうとか、また、保護者の立場から5歳児健診に対することなどありましたら、皆さんからご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

古谷さん、ありますか。

○古谷委員

そうですね。すごくいい取組だと思います。ちょっと気になったというか、まず、いいなと思ったのが、この前、3歳6か月健診のときだとやっぱり子どもたちも結構ふざけ始める時期というか、真面目にテストを受けない。要は健診をちゃんと受けないとか、そういうこともあるので見過ごしてしまうという話も聞いたことがありますし、やっぱりそう

いう意味でいうと、この時期にやるというのはすごく意義深いところがあるのかなというところなんですけれども、年間40回に関して、開催する曜日とかというのは何か調整されたりしているのかなというのが。なかなかこの頃の親御さんって多分働いてらっしゃって、平日なかなか難しいんじゃないかというところが気になったんですけれども。

○子育て応援室長

年間40回の内訳は資料2-1に書かせていただいているんですが、廿日市地域、大野地域、佐伯、吉和になりますが、それぞれで対象になる子どもたちの人数に応じて回数が決まっています。

また、曜日は固定ではちょっとないんですけれども、保護者の方が恐らくお仕事とかされている時期にもかかっているということで、2か月ぐらい前にまずは周知、お手紙を出そうと考えています。また、そのとき、その月に来れなくても、その翌月とか、そういったところで参加できるような形を取ろうと考えております。

○古谷委員

以上です。

○松本市長

委員、いかがでしょう。

○岡本委員

私は、廿日市の教育委員会で学校指導員をしていたときに、進路相談に、ちょっと関わったことがあるんですね。特別支援学級に在籍していたら、この先どうなるんだろうかという不安を持たれるという、その声は聞こえてくるというか。それで、中学校を卒業した後に進学はさせたいんだけど、どういった進学先があるかとか、それは廿日市特別支援学校の高等部しかないのかとか、そんなのも聞こえてきたので、もう一人、こういう職の人がいたんだけど、その人と協力して、どういった進学先があるかというのを調べて、1学年、それぞれ案内が来るので、それを借りてきて、もう一人が一覧を作って、こんな就学先がありますよと。それを印刷して学校に配ったことがあるんですよ。活用されたかどうかは分かりません。ただ、ネックはちょっとお金がかかるということ。進学の場合、遠いですから。だから、よく分かりますね。

2人で話したときに、追跡調査ってできるのかねという。つまり特別支援学級に在籍していた子が卒業した後、どういう就職先なり、進学先なり、どういったところに行っているのかなというのが追跡できるかねといってそのままになってしまったんですけれども、

そういうのが分かれば安心材料になるんじゃないのかな。

保護者の認識はかなり変わってきましたね。私が学校にいた頃は、特別支援学級なんてとんでもないところだといって、そのたびに、そっちのほうでゆっくり指導もできて、力はつきますよと私は思っていた。嫌といって切られた場合もある。学校指導員で教育相談を受けていたときも、そういうのが多かった。ただ、意識は随分変わって、うちの子どもに合ったカリキュラムで教育してくださいというように保護者の方の意識は変わりました。ただ、出口は心配しておられたんですよね。

○松本市長

その辺どうですか。追跡調査を含めて、保護者の意識というのは。

○学校教育課長

追跡という話でいくと、中学校を卒業したときの進路というのは把握できます。ただ、その先どうなっていたかというところまでは、そこはちょっと把握し切れていないというところですね。だから、特別支援学級に在籍していた中学生が卒業した後に通常の高校とかに進学するケースもありますので、そういったことなんか情報提供してあげると保護者も安心感は出てくるなというのは思ったりするので、ちょっとその辺は参考に、どういう形で情報提供できるかも含めて考えていきたいなというふうに思います。

○松本市長

ありがとうございます。

じゃ、松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員

そうですね、私の子どものときは5歳児健診というのはなかったもので、どういう感じになるのかなと聞いていて思うんですけども、特に発達障害が認知される時期であるということで、そういった面での健診が主になるのかなと思うんですが、今、意識が大分、保護者の方も変わってこられたという話もあったんですけども、やっぱり受けること自体を不安に思う保護者の方もまだおられるのかもしれないなと思って、受けることによって、どういった診断が出るにせよ、必要なところにつながって、保護者の方にとっても、お子さんにとってもそれがすごくいい方向に行くんだということが分かるように、こういう通知をぜひ出していただきたいなと思います。

○松本市長

どうですか。

○子育て応援室長

ありがとうございます。5歳児健診が始まるということで、まずは目的とか、どういうことをしますというのを丁寧に知らせております。

それと、5歳児健診を受けたことによる保護者の不安、これは各地域ネウボラの保健師が寄り添って丁寧に対応していこうと思っております。参加したくないと思う保護者さんがいらっしゃるのかなとも思います。そういったときは未受診という言い方をするんですけれども、そういったご家庭には各地域担当のネウボラの保健師が電話等で連絡をして状況をお聞きかせいただいたり、保育園とか幼稚園の所属がある場合、どんな状況にあるかというあたりを把握しながら丁寧に対応していきたいと思います。

○松本市長

石角委員、いかがでしょう。

○石角委員

今話題にもなりました対象の方が皆さん来てくださるのかなとさっき聞きながら思っていましたけれども、今その話題も出ましたので、うちの子はええわという方もおられるんじゃないかと思ったんですけれども。そういうご家庭こそ心配なことが多くて、そうやって今フォローもされるということで、そういうことが必要なんだろうなと思いました。

単純な質問なんですけれども、小学校へ上がる前の年の就学時健診というのは今までどおりやりながら、プラス、もう1年前のをやるという理解でいいんでしょうか。

○子育て応援室長

そうです。

○石角委員

ということで、資料2-1で健診当日の中身も見ましたけれども、身体的なことと、それから5人ずつで集団でのどんな関わりができるのかというようなのも観察ができる。それから、生活習慣等が身についているかという、そういう、親御さんとも話ができるということですのでいいことだと思うんですね。さっきの全体計画の中にも入っていましたけれども、そういうのをキャッチして、また前の年の就学時健診のときには、そういう気になる子がどうなっているかなという視点で該当の校長先生なんかも見ることができるし、すごくいい制度だと思います。

そこで、保護者支援とかいうのもこの後あるんですけれども、入学した後もこれ、恐らくそういうご家庭というのは心配なことがあるんだろうと。ちょっと特殊な例かもしれま

せんけれども、なかなか学校で落ち着かない子がいる。学校が、ここはお母さんしかいないんですけれども、お母さんに連絡して来てもらって、こんな状況で。もうちょっとしっかり子どもに声をかけてあげてください。分かりましたとやるんですけれども、やはりお仕事があって忙しかったり、自分のやりたいことをやったりして、そのうち、またあまり構ってなくて、そのうち、また子どもが学校で落ち着かないとか、そのうち、学校が電話しても電話に出ないとかということで、なかなか学校も苦労するというケースがいろんなところであるだろうと思うんですけれども、こういったところでつながりでもって、学校からも当然アプローチするし、別の子育てのほうからもそういう支援、アプローチが続いていくという、そういう全体像の理解でいいでしょうか。

○子育て応援室長

5歳児健診でフォロー、支援が必要であると思われるご家庭について、教育委員会、学校のほうに情報をお渡しさせていただいて教育相談につないでいくと考えております。入学した後に学校になじめないとか、不登校ぎみになっているという相談は応援室に支援係というところがあるんですね。子育て支援、養育相談というところにも関わっているんですが、そういったところで保護者のお話を聞いたり、子どもさん等に面談させてもらって状況把握したり、学校のスクールソーシャルワーカーの方とか担任の先生とかと情報共有する仕組みは今もあるんですが、それがまた深まっていくものと考えております。

○石角委員

だから、何かそういう、今の例でいうとお母さんですけれども、そういうところに自ら相談には行けないと思うんですよね。うまくいってなくても、やっぱり自分の目の前の生活のほうに目が行ってしまって、そういうところがなかなかアプローチが難しいのかなというのは。

○松本市長

その辺の継続的な支援、つながりについてももしっかり見ていかなきゃいけませんね。検討させていただきます。

最後に、山川委員、お願いします。

○山川委員

先ほど見通しというところは本当必要だなと思いました。そのときに、今、合理的配慮ということが法律でうたわれているので、大学に入るときなんかでも、できる限りの合理的な配慮を持って入学試験も、入った後もということでチームが組まれたりということが

ありますので、何かそういった情報をぜひ得ていただいて、見通しというところのご提案をいただけたらいいかなと思います。

あと、これはすみません、私、知らないのですが、保育園とか幼稚園は特別支援のクラスはあるんですか。

○こども課長

これがなくて、そのクラスの中に障がいのある子どもさんがいらっしゃる場合は、加配保育士といいまして、プラスで保育士をつけてそのクラスを回しているというふうな形になります。

○山川委員

そこもやっぱり本当は踏み込まないといけない課題のように思っていて、例えば5歳児健診で分かったとして、学校に行くまでの間はまだ保育園、幼稚園なので、そこでの安心感をどういうふうにつくっていくかというところはあるように思っています。周囲で障がいがあるお子さんがある方と接するのは普通に友達としているときに割と皆さんおっしゃるのが、小学校に入って安心したとおっしゃるんですよね。それは障がいがある自分の子どもの支援、指導がしっかりと目に見える形でしていただけるといって、位置づけがはっきりできたというのを、就学前はとても不安だったというようなことをおっしゃる方も多くて、例えば特別支援学校でさえも幼稚部ってすごく少ないですよね。県内でも4か所か5か所ぐらいしかないというふうに聞いていて、全然足りていないなと思っている中で、何か5歳児健診との絡みでいうと、分かった後の保育所とか幼稚園での支援というか、そういったことも何かできないかなということ。加配ということがありましたけれどもというところと、そもそも論でいうと、保育所、幼稚園では特別支援は難しいのかなというところは少し思っています。

以上です。

○松本市長

2点いただきましたけれども。

○こども課長

今おっしゃられたことについては、ちょっとそれるかもしれませんが、来年度、保育園において、加配保育士と私申し上げたんですけれども、加配保育士というのはあくまでも保育士なんですよ。なので、その子どもの特性に応じた保育ができるかと言われたら、正直なところ、できないところがあるので、それは児童発達支援センター、今でいいです

と四季が丘にくれよんという施設がございます。そちらの方に委託をして、うちの保育士の方に関わり方の指導をしていただくという予算取りをしておりますので、もう一歩進めた形で障がいのある子どもさんへの支援というのができるかと思っております。

○松本市長

ありがとうございます。

それでは、時間がまいりましたので、この辺で終わりたいと思います。

本日は大変お忙しい中、誠にありがとうございます。いただいたご意見は計画、施策等にしっかりと反映していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、進行を事務局に返します。

○事務局（宮本課長）

ありがとうございます。長時間にわたり、ありがとうございます。

次回は3月に第2回の開催を予定しております。またご案内を申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、令和6年度第1回総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。